

日本イギリス哲学会賞規程

1. 目的および名称

日本イギリス哲学会は、会員のイギリス哲学に関するすぐれた研究業績を顕彰するとともに、本学会に対する社会的認知度の向上をめざし、「日本イギリス哲学会賞」（略称「学会賞」）を設ける。

2. 授賞の対象および時期

- 2-1. 選考開始年度に先立つ2年度間に刊行された単著とする。
- 2-2. 原則として、2点以内とする。
- 2-3. 選考は隔年でおこなう。

3. 選考方法

- 3-1. 理事会は、会員に、授賞候補作の推薦を依頼する。
- 3-2. 会員は、所定の書式と期日にしたがって、授賞候補作を理事会に推薦する。
- 3-3. 理事会は、推薦された候補作にたいして、「選考委員会」を組織するとともに、選考委員長を任命する。選考委員会には非学会員をふくめることができるものとする。
- 3-4. 選考委員の任期は当該理事会の任期と同じとする。
- 3-5. 選考委員長のもとで選考委員会が所定の期日までに選考をおこない、理事会に選考結果を報告する。理事会は、選考結果の報告を受け、受賞作を決定する。

4. 賞の授与および公表

総会において、選考委員長が選考結果の報告をし、会長が受賞者に賞状を授与する。本人からの公表辞退の申し出がないかぎり、これを「学会通信」、学会ホームページなどを通じて公表する。

5. 附則

- 5-1. 本規程は、2016年4月1日から施行する。
- 5-2. 本規程の改正は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。